

健康カレンダー

6月10日～7月9日							
日	曜	行	事	時	間	会	場
6月	12	月	育児相談	受付	9:00～11:30	健康センター	
	14	水	乳児健診(6～7か月児)	受付	13:05～13:30	〃	
	15	木	子育てサロン	10:00～11:40	〃		
	19	月	母子健康手帳交付(第2子以降)	受付	9:00～11:30	〃	
	20	火	健康クッキング教室	9:30～13:30	〃		
	26	月	初妊婦講座	受付	9:20～11:20	〃	
	29-30	日	厚生連複合健診	受付	8:00～9:00	妙見センター	
7月	3	月	母子健康手帳交付(第2子以降)	受付	9:00～11:30	健康センター	
	5	水	乳児健診(3～4か月児)	受付	13:05～13:30	〃	
			成人歯科ブラッシング相談	受付	9:00～11:00	〃	

■市ホームページの子どもカレンダーをご存知ですか
健康カレンダーの内容、子ども体験活動などを紹介。
トップページ→くらしの情報→その他・子どもカレンダー
問合せ 健康センター TEL72-7176

人のうごき

平成18年5月1日現在

男性	11,778人 (+37)
女性	13,724人 (+21)
合計	25,502人 (+58)
世帯	11,241世帯 (+61)

()内は前月との比較

うぶごえ・おくやみ 4月16日～5月15日届出分

うぶごえ 健やかな成長をお祈りいたします。

氏名	保護者	住所	台場
馬場 健伍	公男	塩屋南町	康成
茶屋 ころも	純平	泉町	祐樹
池上 蒼生	秀人	春日町	勝
福壽 莉空	壽樹	塩屋北町	住吉町
林 トキ子	平田	町	山之内 勇
下山 悟	下山	町	岸田 メリ
福田 フヂミ	寿町	町	緒方 國作
松野下 勇	新町	町	新屋敷 トミエ
谷川 イリ子	西本	町	山口 昇
藤元 シツ子	山手	町	関 圭
小湊 重治	塩屋北	町	深水 守男
小湊 杉雄	塩屋北	町	松野下 春男
中原 ミホ	国見	町	山之内 ハルエ
田畑 ミ子	塩屋北	町	キサ
			豊留 岩崎町
			豊留町
			立神本町
			金山町
			金山町
			恵比須町
			岩崎町
			豊留町
			中央町
			中央町
			日之出町
			日之出町

※掲載希望のあった方のみ掲載しています。

国民年金

問合せ 市民健康課国民年金係 TEL72-1111 内線145

平成18年度の年金額が変わります

年金額は、現役世代の負担とのバランスを考慮し、前年の消費者物価が下落した場合には、それに合わせて引き下げられるように定められています。

平成17年度の全国消費者物価指数は、対前年比変動率がマイナス0.3%でしたので、平成18年度の年金額は、前年に比べ0.3%減額されました。年金受給者の皆さんには『年金額改定通知書』をお送りしています。

【平成18年度の主な年金額】

年金の種類	年金額(年額)
老齢基礎年金(満額)	792,100円
障害基礎年金(1級)	990,100円
(2級)	792,100円
遺族基礎年金基本額	792,100円
加算額(第1子・第2子)	227,900円
(第3子以降)	75,900円

保険料が納められないときは、免除・学生納付特例・若年者納付猶予

平成18年7月から、4分の1免除・4分の3免除が新設され、全額免除・若年者納付猶予の継続申請が始まります。保険料の納付が困難なときは、次のような方法があります。

- 法定免除 障害年金や生活保護法による生活扶助を受けている場合は、届出によって保険料の納付が全額免除されます。
- 申請免除 経済的な理由等で、保険料

を納付できない場合に申請し、認められれば、保険料の納付が全額または一部免除されます。

- 学生納付特例 学生で、経済的な理由等で保険料を納付できない場合に申請し、認められれば、保険料を後払いにできます。
- 若年者納付猶予 20歳台で、経済的な理由等で保険料を納付できない場合に申請し、認められれば、保険料を後払いにできます。

国民年金は「安心」で「お得」な制度です

①老後をずっと支える終身の年金：生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障です。

②測れない事態に備える保険としての年金：公的年金の障害・遺族年金は20人に1人が受給しています。

③納めた保険料分は税金の負担が軽減：納めた保険料は、全額が税控除の対象になります。

④生涯の年金額は保険料の1.7倍以上

・20歳(1985年生) 保険料1,200万円↓年金額2,100万円(1.7倍)

・50歳(1955年生) 保険料600万円↓年金額1,400万円(2.3倍)

※納付期間、平均余命、物価

年金三講座



Q、私は現在68歳で、すでに老齢厚生年金・老齢基礎年金を受給しています。

先日、ひよんごから年金請求もとの期間があることが分かりました。しかし、かなり昔の独身時代に2年ほど勤めた会社で、すでにその会社はありません。その分は今からでも請求できますか？

号を統合する作業をしないと年金の記録はつながりません。もし、年金番号が書いてある年金手帳が見つからず、その期間の番号もわからないときは、「被保険者期間調査依頼書」を当時の会社を管轄していた社会保険事務所に提出すると、「被保険者期間調査確認回答書」が郵送されます。その「被保険者期間調査確認回答書」を添付して再裁定をしてもらいます。

年金は5年分はさかのぼって請求できます。あなたの年金受給権は、60歳で発生していますので、3年分は時効で消滅してしまいがちですが、5年分はまとめて受け取ることが出来ます。

たとえ短い期間でも終身でもらえるのですから、面倒くさがらず手続きしましょう。

★ねんきんダイヤル
(年金被保険者)
TEL0570-051165
(年金を受給している方)
TEL0570-071165



事故で障害者になった男性

